

2020年度 自己点検・評価報告書

2021年3月
全 学 評 價 室

目 次

2020年度の自己点検・評価

第1章 自己点検・評価の実施について

I 自己点検・評価の実施方針	1
II 自己点検・評価報告書の作成方法	1

第2章 自己点検・評価結果について

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	6
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	15
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	21
領域5 学生の受入に関する基準	26
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	30
教育研究上の基本組織	
工学部	30
工学研究科	43

2020年度の自己点検・評価

第1章 自己点検・評価の実施について

I 自己点検・評価の実施方針

大学改革支援・学位授与機構が定める認証評価基準に基づき、各領域の評価項目に準じて自己点検・評価を実施する。

2018年度には、「領域2 内部質保証に関する基準」、「領域5 学生の受入に関する基準」、「領域6 教育課程と学習成果に関する基準」に沿って、2019年度には、「領域1 教育研究上の基本組織に関する基準」、「領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準」、「領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準」について、自己点検・評価を実施した。そして、今年度は領域1～6についての根拠資料・データに基づき、過去2年間の内容を総点検する形で、自己点検・評価を行った。

II 自己点検・評価報告書の作成方法

自己評価書（P2以降）に記載されている分析項目に係る根拠資料・データを各課室が作成し、自己点検・評価部会委員がその資料をもとに、各分析項目の基準を満たしているか確認・分析を行った。

第2章 自己点検・評価結果について

○各領域の分析結果は以下のとおり。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

 : 「該当なし」

基準1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目1－1－1】 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書） <p>1-1-1-01_設置計画書（工学部） 1-1-1-02_設置計画書（大学院） 1-1-1-03_基本計画書（国際連携専攻） 1-1-1-04_基本計画書（工学専攻） <ul style="list-style-type: none"> 共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料 <p>1-1-1-05_国立大学法人名古屋工業大学と公立大学法人名古屋市立大学との大学院共同教育課程に関する覚書 1-1-1-06_名古屋工業大学大学院工学研究科・名古屋市立大学大学院薬学研究科共同ナノメディシン科学専攻協議会規程 1-1-1-07_国際連携情報専攻に関する協定書を説明する書類 1-1-1-08_専攻協議会開催状況</p> </p>		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

【分析項目1－1－1】学部・大学院の改組の経緯

我が国の産業界においては「产学連携による持続的なイノベーションを創出し、我が国の成長を牽引していくことが重要（教育再生実行会議第三次提案）」とされている。本学が設置した中京地域産業界の技術者・研究者と本学役職者からなる「产学官教育連携会議」では「既存の問題を解決する人材、0から1を生み出す新しい価値観を持った人材の2種類の人材の育成」が喫緊の課題であることが明らかにされた。同会議では、産業構造が変化する中で通用するために科学的基礎への徹底した教育や幅の広い分野を体系的に学ぶことが求められた。これらの要請・意見を踏まえ、中京地域産業界をイノベーション・レバレッジとし、本学が中京地域産業界とともに産業振興機能を構成するため、改めて中京地域産業界を支える技術者・研究者を輩出することを工学部・工学研究科の目的とし、2つの工学人材の能力と変化に耐える能力を育成するための教育組織の再編を行った。

【分析項目1－1－1】名古屋工業大学・ウーロンゴン大学国際連携情報学専攻設置の経緯

日本国の政策や中京地域の産業界から超スマート社会に資する情報学分野の技術者・研究者の育成やグローバル人材の育成が期待されていること、また、オーストラリアのウーロンゴン大学では、人々と社会の変革への教育の働きかけを重点課題に挙げ、産業界をパートナーと位置づけた新たな産業育成へのレバレッジとしての機能を重視しており、本学とのJDプログラムを通じて中京地域のものづくり産業という活きた教材を活用したいとの強い要望があったことから、本学とウーロンゴン大学では、情報学分野の強みを両大学で総合し、超スマート社会実現のために必要とされる情報学分野のイノベーションをリードする高度な技術者・研究者を育成するJDプログラムを設置した。これにより、本学においては中京地域産業界に人材を輩出し、中京地域産業界において超スマート社会に資する産業分野の構築を目指す。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目 1－2－1〕 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	<ul style="list-style-type: none"> ・認証評価共通基礎データ様式 <p>1-2-1_認証評価共通基礎データ様式</p>		
〔分析項目 1－2－2〕 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1－2－2） <p>1-2-2_教員の年齢別・性別内訳</p>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1－3－1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	<ul style="list-style-type: none"> ・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1－3－1） 1-3-1_教員組織と教育組織の対応表 ・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） 1-3-1-01_国立大学法人名古屋工業大学組織規則 1-3-1-02_名古屋工業大学領域規則 1-3-1-03_名古屋工業大学教育類規則 1-3-1-04_教員組織体系図 ・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） 1-3-1-05_名古屋工業大学領域長規則 1-3-1-06_名古屋工業大学教育類長及び副教育類長規則 1-3-1-07_名古屋工業大学専攻長及び副専攻長規則 ・責任者の氏名が分かる資料 1-3-1-08_領域長等一覧 		
[分析項目 1－3－2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－3－2） 1-3-2_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 ・教授会等の組織構成図、運営規定等 1-3-2-01_名古屋工業大学教授会規則 1-3-2-02_名古屋工業大学代議員会規則 		
[分析項目 1－3－3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	<ul style="list-style-type: none"> ・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－3－3） 1-3-3_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 ・組織構成図、運営規定等 1-3-3-01_国立大学法人名古屋工業大学教育研究評議会規則 		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

: 「該当なし」

基準2－1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2－1－1】 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	<ul style="list-style-type: none"> ・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2－1－1） 2-1-1_内部質保証に係る責任体制等一覧 ・明文化された規定類 2-1-1-01_名古屋工業大学内部質保証の基本方針 2-1-1-02_名古屋工業大学内部質保証の基本規程 2-1-1-03_名古屋工業大学内部質保証に係る自己点検・評価実施細則 2-1-1-04_名古屋工業大学全学評価室規則 		
	1-3-3-01_国立大学法人名古屋工業大学教育研究評議会規則		再掲
【分析項目2－1－2】 それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2－1－2） 2-1-2_教育研究上の基本組織一覧 ・明文化された規定類 2-1-2-01_名古屋工業大学学則 2-1-2-02_名古屋工業大学大学院規則 1-3-1-01_国立大学法人名古屋工業大学組織規則 1-3-1-03_名古屋工業大学教育類規則 1-3-1-06_名古屋工業大学教育類長及び副教育類長規則 1-3-1-07_名古屋工業大学専攻長及び副専攻長規則 2-1-2-03_名古屋工業大学大学院工学研究科工学専攻プログラム規則 ・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名义で作成されたもの。） 2-1-2-04_国際連携情報学専攻に係る教育研究活動の状況報告書 2-1-2-05_共同ナノメディシン科学専攻に係る教育研究活動の状況報告書 		
			再掲

【分析項目 2－1－3】 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式 2－1－3）		
	2-1-3_質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-03_名古屋工業大学内部質保証に係る自己点検・評価実施細則		再掲
	2-1-3-01_施設マネジメント委員会規則		
	2-1-3-02_情報化推進委員会規則		
	2-1-3-03_名古屋工業大学図書館規則		
	2-1-3-04_名古屋工業大学図書館委員会規程		
	2-1-3-05_名古屋工業大学教務学生委員会規程		
	2-1-3-06_名古屋工業大学教育企画院規則		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2－2－1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	<ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <p>2-1-1-03_名古屋工業大学内部質保証に係る自己点検・評価実施細則</p> <p>1-3-3-01_国立大学法人名古屋工業大学教育研究評議会規則</p> <p>2-1-3-06_名古屋工業大学教育企画院規則</p>		
[分析項目2－2－2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2－2－2） <p>2-2-2_教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <p>2-1-1-03_名古屋工業大学内部質保証に係る自己点検・評価実施細則</p>		再掲
[分析項目2－2－3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2－2－3） <p>2-2-3_自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <p>2-1-1-03_名古屋工業大学内部質保証に係る自己点検・評価実施細則</p> <p>2-2-3-01_創造工学教育課程 自己点検・評価実施要領について</p> <p>2-2-3-02_学生支援（学生生活関係）に係る内部質保証の手順等について</p>		再掲
[分析項目2－2－4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	<ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2－2－4） <p>2-2-4_意見聴取の実施時期、内容等一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <p>2-1-1-02_名古屋工業大学内部質保証の基本規程</p> <p>2-1-1-03_名古屋工業大学内部質保証に係る自己点検・評価実施細則</p> <p>2-2-4-01_卒業生等アンケート実施要領</p> <p>2-2-4-02_学部大学院_授業評価実施要領</p>		再掲
[分析項目2－2－5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	<ul style="list-style-type: none"> ・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2－2－5） <p>2-2-5_検討、立案、提案の責任主体一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <p>2-1-1-02_名古屋工業大学内部質保証の基本規程</p> <p>2-1-1-03_名古屋工業大学内部質保証に係る自己点検・評価実施細則</p>		再掲

[分析項目 2－2－6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式 2－2－6）		
	2-2-6_実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02_名古屋工業大学内部質保証の基本規程		再掲
	2-1-1-03_名古屋工業大学内部質保証に係る自己点検・評価実施細則		再掲
[分析項目 2－2－7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-02_名古屋工業大学内部質保証の基本規程		再掲
	2-1-1-03_名古屋工業大学内部質保証に係る自己点検・評価実施細則		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄		備考	再掲
[分析項目2－3－1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2－3－1） <p>2-3-1_計画等の進捗状況一覧</p>			
[分析項目2－3－2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する報告書等 <p>2-3-2-01_卒業生・就職先企業を対象としたアンケート結果報告書 2-3-2-02_学生生活実態調査結果概要 2-3-2-03_学生による授業評価（学部） 2-3-2-04_学生による授業評価（大学院） 2-3-2-05_名古屋工業大学卒業生アンケート結果 2-3-2-06_インフラ長寿命化計画（行動計画）H29_04 2-3-2-07_インフラ長寿命化計画（個別施設計画）202003 2-3-2-08_名古屋工業大学卒業時アンケート結果</p>	(https://www.nitech.ac.jp/release/hyoka.html) (https://www.nitech.ac.jp/release/hyoka.html)		
[分析項目2－3－3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する報告書等 <p>2-3-2-01_卒業生・就職先企業を対象としたアンケート結果報告書 2-3-2-02_学生生活実態調査結果概要 2-3-3-03_学生生活実態調査（2016-2018）における意見・要望に対する主な取組状況 2-3-3-04_学生生活実態調査部会議事要旨（2020-1） 2-3-3-05_授業評価結果サンプル 2-3-3-06_教育改善実績 2-3-3-07_新入生アンケート結果報告（入試委員会資料） 2-3-3-08_入試委員会議事要旨（議題14） 2-3-3-09_高校教諭との懇談会実施報告（入試委員会資料） 2-3-3-10_入試委員会議事要旨（議題3） 2-3-3-11_2020年度前期オンデマンド型オンライン授業に関するアンケート 2-3-3-12_全学アンケートを共有する学生と教員の意見交換会について</p>		再掲 再掲	

	2-3-2-08_名古屋工業大学卒業時アンケート結果 ・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができます。		再掲
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信赖が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する第三者による検証等の報告書 <p>2-3-4-01_産学官連携会議要望書（例）、要望企業一覧</p> <p>2-3-4-02_名工大版理工系人材育成戦略</p> <p>2-3-4-03_名古屋工業大学創造工学教育課程 外部評価書</p> <p>2-3-4-04_第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果</p>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-3-3] 例年、よりよい大学つくりを目指すことを目的として、学生との直接対話によるキャンパスミーティングを開催しているが、今年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「2-3-3-12_全学アンケートを共有する学生と教員の意見交換会について」のアンケートの結果を今後の修学指導や学生生活環境の整備等に役立てていくものとして、今年度のキャンパスミーティングとした。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2－4－1】 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	<ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <p>2-1-1-02_名古屋工業大学内部質保証の基本規程</p> <p>1-3-3-01_国立大学法人名古屋工業大学教育研究評議会規則</p> <p>2-4-1-01_国立大学法人名古屋工業大学総合戦略本部規則</p> <p>2-4-1-02_名古屋工業大学における教育推進組織及び学術推進組織並びに研究人財高度化組織に置くセンター等の設置改廃等に関する規程</p> <p>2-4-1-03_名古屋工業大学新専攻設置準備委員会規程</p> <p>2-4-1-04_名古屋工業大学新教育課程等検討部会設置要項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料 <p>2-4-1-05_教育研究評議会議事要旨（27-01）</p> <p>2-4-1-06_教育研究評議会資料（27-01）</p> <p>2-4-1-07_名工大版理工系人材育成戦略</p> <p>2-4-1-08_教育研究評議会議事要旨（30-12）</p> <p>2-4-1-09_教育研究評議会資料（30-12）</p>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2－5－1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2－5－1） 2-5-1_教員の採用・昇任の状況（過去5年分） ・明文化された規定類 2-5-1-01_教員選考基準 2-5-1-02_名古屋工業大学人事企画院運営細則 2-5-1-03_名古屋工業大学人事部会細則 ・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料 2-5-1-04_教員選考報告書（様式） ・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料 2-5-1-04_教員選考報告書（様式） 		
[分析項目2－5－2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・教員業績評価の実施状況（別紙様式2－5－2） 2-5-2_教員業績評価の実施状況 ・明文化された規定類 2-5-2-01_教員評価実施に関する指針 2-5-2-02_教員評価実施要領 ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） 2-5-2-03_教員評価シート見本（2019実績入力版） 2-5-2-04_教員評価実施結果報告書 		
[分析項目2－5－3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果に基づく取組（別紙様式2－5－3） 2-5-3_評価結果に基づく取組 ・反映される規定がある場合は明文化された規定類 2-5-2-01_教員評価実施に関する指針 ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等） 2-5-2-04_教員評価実施結果報告書 		再掲
[分析項目2－5－4] 授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2－5－4） 2-5-4_FDの内容・方法及び実施状況一覧 		再掲

〔分析項目2-5-5〕 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）		
	2-5-5_教育支援者、教育補助者一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01_国立大学法人名古屋工業大学事務組織規則		
	2-5-5-02_教務関係等事務組織図・配置状況		
	2-5-5-03_名古屋工業大学技術部組織規程		
	2-5-5-04_技術職員配置状況		
	2-5-5-05_学術情報課職員配置状況		
	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料		
〔分析項目2-5-6〕 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	2-5-5-06_技術部からの学生実験実習等への派遣者数		
	2-5-5-07_TA実績		
	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）		
	2-5-6_教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
〔分析項目2-5-1〕 教員の採用にあたっては、学内委員及び学外委員から構成される人事部会において実施される面接により、「2-5-1-01_教員選考基準」に基づき、採用する部局の特性を踏まえつつ、教育上の指導能力を確認するヒアリングを行っている。ヒアリング結果に対する評価の妥当性については、学内会議（人事企画院・代議員会・教育研究評議会）で審議している。	2-5-6-01_TA業務内容（実験）		
	2-5-6-02_TA向け案内		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

〔分析項目2-5-1〕

教員の採用にあたっては、学内委員及び学外委員から構成される人事部会において実施される面接により、「2-5-1-01_教員選考基準」に基づき、採用する部局の特性を踏まえつつ、教育上の指導能力を確認するヒアリングを行っている。ヒアリング結果に対する評価の妥当性については、学内会議（人事企画院・代議員会・教育研究評議会）で審議している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3－1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3－1－1】 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	<ul style="list-style-type: none"> ・直近年度の財務諸表 3-1-1-01_名古屋工業大学2019（令和元）年度財務諸表 3-1-1-02_名古屋工業大学2019（令和元）年度附属明細書 ・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 3-1-1-03_名古屋工業大学2019（令和元）年度監査報告書（会計監査人） 3-1-1-04_名古屋工業大学2019（令和元）年度監査報告書（監事） 		
【分析項目3－1－2】 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	<ul style="list-style-type: none"> ・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3－1－2） 3-1-2_予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料 ・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 3-1-2_予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料 		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3－2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3－2－1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。） <p>3-2-1-01_国立大学法人名古屋工業大学役員会規則</p> <p>3-2-1-02_国立大学法人名古屋工業大学経営協議会規則</p> <p>1-3-3-01_国立大学法人名古屋工業大学教育研究評議会規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料 ・役職者の名簿 <p>3-2-1-04_役職員名簿</p>		
[分析項目3－2－2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守事項一覧（別紙様式3－2－2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3－2－2） <p>3-2-2_法令遵守事項、危機管理体制等一覧</p>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3－3－1】 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	<ul style="list-style-type: none"> ・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2－5－5教育支援者を含む。））（別紙様式3－3－1） 3-3-1_事務組織一覧 ・根拠となる規定類 3-3-1-01_国立大学法人名古屋工業大学事務組織規則 ・事務組織の組織図 3-3-1-02_事務組織図 		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3－4－1】 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	<ul style="list-style-type: none"> ・教職協働の状況（別紙様式3－4－1） <p>3-4-1_教職協働の状況</p>		
【分析項目3－4－2】 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3－4－2） <p>3-4-2_SDの内容・方法及び実施状況一覧</p>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3－5－1] 監事が適切な役割を果たしていること	<ul style="list-style-type: none"> ・監事に関する規定 <p>3-5-1-01_国立大学法人名古屋工業大学監事監査等に関する規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等） <p>3-5-1-02_監事監査計画書</p> <p>3-5-1-03_監事監査報告書（安全の管理）</p> <p>3-5-1-04_監事監査報告書（有形固定資産）</p> <p>3-5-1-05_監事監査報告書（法人文書）</p> <p>3-5-1-06_監事監査報告書（個人情報）</p> <p>・監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果</p>		
[分析項目3－5－2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等） <p>3-5-2-01_監査計画_会計監査人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等） <p>3-1-1-03_名古屋工業大学2019（令和元）年度監査報告書（会計監査人）</p>		再掲
[分析項目3－5－3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの） <p>3-5-3-01_国立大学法人名古屋工業大学監査室規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査に関する規定 <p>3-5-3-02_国立大学法人名古屋工業大学内部監査規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等） <p>3-5-3-03_監査室監査報告書（会計検査院が指摘した事項に係る同様）</p> <p>3-5-3-04_監査室監査報告書（ガイドライン）</p> <p>3-5-3-05_監査室監査報告書（科研費）</p> <p>3-5-3-06_監査室監査報告書（JST等）</p> <p>3-5-3-07_監査室監査報告（2019年度監査結果の改善状況）</p>		
[分析項目3－5－4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等） <p>3-5-4-01_学長・監事懇談会</p> <p>3-5-4-02_会計監査人と学長等とのディスカッション</p> <p>3-5-4-03_会計監査人による監査報告会</p>		

【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。				
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				
基準3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること				
分析項目		分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目3－6－1〕 法令等が公表を求める事項を公表していること		• 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3－6－1） 3-6-1_法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。				
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

: 「該当なし」

基準4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4－1－1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	<ul style="list-style-type: none"> ・認証評価共通基礎データ様式 1-2-1_認証評価共通基礎データ様式 ・夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4－1－1） 4-1-1_夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧 		
[分析項目4－1－2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・附属施設等一覧（別紙様式4－1－2） 		再掲
[分析項目4－1－3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4－1－3） 4-1-3_施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況 ・施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料 4-1-3-01_国立大学法人等施設実態報告書 4-1-3-01-2_非構造部材の耐震対策 4-1-3-02_バリアフリーマップ 4-1-3-03_キャンパススマスターplan（6_今後の整備計画について） 4-1-3-04_老朽化対策率内訳 ・安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 4-1-3-05_外灯設置マップ 4-1-3-06_ガス検知警報装置管理台帳 4-1-3-07_アメニティマップ（AED設置場所） 4-1-3-08_非常時安否確認マニュアル 		
[分析項目4－1－4] 教育研究活動を展開する上で必要なＩＣＴ環境を整備し、それが有効に活用されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01_R1学術情報基盤実態調査_コンピュータ及びネットワーク編 4-1-4-02_Moodleハンズオンセミナー資料 4-1-4-03_Moodleハンドアウト（成績編） 4-1-4-04_オンライン授業実施マニュアル 4-1-4-05_出欠システム利用の手引き 		

[分析項目 4－1－5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01_R1学術情報基盤実態調査_大学図書館編		
	・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式 4－1－6） 4-1-6_自主的学習環境整備状況一覧		
[分析項目 4－1－6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式 4－1－6） 4-1-6_自主的学習環境整備状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 4－1－3] 安全・防犯面に関する根拠資料4-1-3_施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況からは、防犯カメラ設置状況を確認できず、防犯上、防犯カメラ設置マップを開示できない場合、設置基準及び運用規定を示す必要がある。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
<ul style="list-style-type: none"> ・本学では、オンライン授業サポートシステム（Moodle）や学生出欠管理システムなど学生の学習をサポートするICT環境が充実している。 			
【改善を要する事項】			
<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラの設置及び運用規定の提示 			

基準4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4－2－1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	<ul style="list-style-type: none"> 相談・助言体制等一覧（別紙様式4－2－1） <p>4-2-1_相談・助言体制等一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料 <p>4-2-1-01_名古屋工業大学保健センター規則</p> <p>4-2-1-02_名古屋工業大学学生なんでも相談室規程</p> <p>2-1-3-08_工学教育総合センター規則</p> <p>4-2-1-04_学生なんでも相談室概要（HP） (https://www.nitech.ac.jp/campus/counsel/all.html)</p> <p>4-2-1-05_就職支援内容案内（HP） (https://www.nitech.ac.jp/campus/employment/shusyoku.html)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等） <p>4-2-1-06_国立大学法人名古屋工業大学ハラスメントの防止に関する規程</p> <p>4-2-1-07_ハラスメント防止のために（HP） (https://www.nitech.ac.jp/campus/counsel/harassment.html)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料 <p>4-2-1-08_保健センターに関する案内（学生生活案内）</p> <p>4-2-1-09_学生なんでも相談室リーフレット</p> <p>4-2-1-10_就職・キャリア形成ガイドブック2020</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活支援制度の利用実績が確認できる資料 <p>4-2-1-11_2019年度保健センター利用状況</p> <p>4-2-1-12_2019年度学生定期健康診断受診率</p> <p>4-2-1-13_2019学生なんでも相談室利用状況について</p> <p>4-2-1-14_2019年度就職相談室利用実績</p>		
[分析項目4－2－2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> 課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4－2－2） <p>4-2-2_課外活動に係る支援状況一覧</p>		

[分析項目 4－2－3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式 4－2－3）		
	4-2-3_留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-3-01_外国人留学生ハンドブック（英語・中国語・日本語）		
	4-2-3-02_留学生センター英文HP	(http://www.itech.ac.jp/)	
[分析項目 4－2－4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	4-2-3-03_大学HP（多言語）	(https://www.nitech.ac.jp/)	
	4-2-3-04_本学英文HPサイトマップ	(https://www.nitech.ac.jp/eng/sitemap/index.html)	
[分析項目 4－2－5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式 4－2－4）		
	4-2-4_障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
[分析項目 4－2－5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式 4－2－5）		
	4-2-5_経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01_奨学金制度等の経済支援案内（HP）		
	4-2-5-02_授業料及び奨学金等案内（学生生活案内）		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-03_2019年度日本学生支援機構奨学金等の利用実績一覧		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-04_名古屋工業大学基金名古屋工業大学学生研究奨励取扱要領		
	4-2-5-05_名古屋工業大学基金博士後期課程学生修学支援取扱要領		
	4-2-5-06_名古屋工業大学基金名古屋工業大学ダブルディグリープログラム支援取扱要領		
	4-2-5-07_名古屋工業大学ホシザキ奨学金実施要項		
	4-2-5-08_2019年度大学独自奨学金制度等支援実績一覧		
	・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-5-09_名古屋工業大学授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予規程		
	4-2-5-10_2019年度入学料、授業料免除結果一覧		

・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
4-2-5-11_2019年度恒和寮在寮者数推移		
4-2-5-12_学生寮入寮案内		
4-2-5-13_2019年度国際学生寮及び国際交流会館の利用状況		
4-2-5-14_国際学生寮パンフレット		
4-2-5-15_国際交流会館入居申請書		
4-2-5-16_国際学生寮入寮申請書		
・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

〔活動取組 4－2－A〕

2017年度までは、作業療法士の資格を有する非常勤職員を雇用し週2回の寮への訪問対応を実施していたが、当該職員の退職後は非常勤職員が雇用できず、学生相談係員による月2回の訪問に体制を変更したため。なお、対応件数自体は減少しているが、より丁寧な聞き取り調査を行った結果、継続した観察・相談が必要な学生の早期発見、対応等は実施できており、必要とされる支援体制は維持できている。

4-2-1-13_2019学生なんでも相談室利用状況について

再掲

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

- 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5－1 学生受入方針が明確に定められていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【分析項目5－1－1】 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	<ul style="list-style-type: none"> ・学生受入方針が確認できる資料 <p>5-1-1-01_アドミッション・ポリシー（学部）</p> <p>5-1-1-02_アドミッション・ポリシー（大学院）</p>			
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。				
■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
・大学ホームページにアドミッション・ポリシーが明瞭に記載されており、求める学生像についても明確に示されている。				
【改善を要する事項】				
・アドミッション・ポリシーについて、「入学者選抜の基本方針」の明確化（第二部及び大学院）				

基準5－2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5－2－1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜の方法一覧（別紙様式5－2－1） <p>5-2-1_入学者選抜の方法一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等） <p>5-2-1-01_面接要領</p> <p>5-2-1-02_名古屋工業大学入学者選抜実施に関する要項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料 <p>2-1-3-07_名古屋工業大学入試委員会規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等 <p>5-2-1-04_個別学力検査前期日程（第一部・第二部）実施要項</p> <p>5-2-1-05_個別学力検査前期日程監督者配置表</p> <p>5-2-1-06_個別学力検査後期日程（第一部）実施要項</p> <p>5-2-1-07_個別学力検査後期日程監督者配置表</p> <p>5-2-1-08_工学部第一部編入学者・転入学者選抜学力検査実施要項</p> <p>5-2-1-09_アドミッション・オフィス入試による入学者の選抜に関する要項</p> <p>5-2-1-10_アドミッション・オフィス入試（社会工学科_建築・デザイン分野）実施細目</p> <p>5-2-1-11_第一部大学入試センター試験を課さない推薦入試実施細目（社会工学科）</p> <p>5-2-1-12_第一部大学入試センター試験を課さない推薦入試実施細目（創造工学教育課程）</p> <p>5-2-1-13_第一部大学入試センター試験を課さない推薦入試実施細目（電気・機械工学科）</p> <p>5-2-1-14_第一部大学入試センター試験を課す推薦入試実施細目（生命・応用工学科、物理工学科、情報工学科）</p> <p>5-2-1-15_第一部大学入試センター試験を課す推薦入試実施細目（創造工学教育課程）</p> <p>5-2-1-16_第一部私費外国人留学生特別入試実施要項</p> <p>5-2-1-17_大学院工学研究科（博士前期課程）推薦入試実施要項</p> <p>5-2-1-18_大学院工学研究科（博士前期課程）入学者選抜試験実施要項（私費外国人特別入試を含む）</p> <p>5-2-1-19_大学院工学研究科（博士前期課程社会人イノベーションコース）入学者選抜試験実施要項</p> <p>5-2-1-20_大学院工学研究科（博士後期課程第1次募集）入学者選抜試験実施要項</p> <p>5-2-1-21_大学院工学研究科（博士後期課程第2次募集）入学者選抜試験実施要項</p> <p>5-2-1-22_大学院工学研究科（博士後期課程国際連携情報学専攻）入学者選抜試験実施要項</p>		再掲

	<ul style="list-style-type: none"> ・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの 		
	5-2-1-23_ホームページ掲載画面（2018_07）（非公表）		
	5-2-1-24_2021年度名古屋工業大学入学者選抜について（予告）（非公表）		
	5-2-1-25_ホームページ掲載画面（2019_11）（非公表）		
	5-2-1-26_2021年度名古屋工業大学入学者選抜について（予告_2019年11月29日時点）（非公表）		
	5-2-1-27_ホームページ掲載画面（2020_01）（非公表）		
	5-2-1-28_2021年度名古屋工業大学入学者選抜について（予告_2020年1月22日時点）（非公表）		
〔分析項目5－2－2〕 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料 		
	2-1-3-06_名古屋工業大学教育企画院規則		再掲
	2-1-3-07_名古屋工業大学入試委員会規程		再掲
	2-1-3-08_工学教育総合センター規則		再掲
	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的な事例等 		
	5-2-2-04_入学者選抜方法一覧（非公表）		
	5-2-2-05_アドミッション・オフィス資料（創造工学教育課程募集人員変更）（非公表）		
	5-2-2-06_経営協議会資料（入学者選抜状況）（アドミッション・オフィス分析資料）（非公表）		
	5-2-2-07_入試種別成績（GPA）状況一覧（アドミッション・オフィス分析資料）（非公表）		
	5-2-2-08_新入生アンケート及び集計結果（非公表）		
	5-2-2-09_教育研究評議会資料（創造工学教育課程募集人員変更）（アドミッション・オフィス分析資料）（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
〔活動取組5－2－A〕 平成28・29年度入試において、アドミッション・オフィスの分析により、本学の前期日程と後期日程の併願率が高いことから後期日程で十分な学力を有する学生の確保が困難であったため、前期日程の募集人数を増やすこととした。	5-2-2-06_経営協議会資料（入学者選抜状況）（アドミッション・オフィス分析資料）（非公表）		再掲
	5-2-2-07_入試種別成績（GPA）状況一覧（アドミッション・オフィス分析資料）（非公表）		再掲
	5-2-2-09_教育研究評議会資料（創造工学教育課程募集人員変更）（アドミッション・オフィス分析資料）（非公表）		再掲

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

- ・定められたアドミッション・ポリシーに沿って、適切な学生を受け入れるために、推薦入試、アドミッション・オフィス入試、私費外国人留学生入試を実施し、多様で個性豊かな学生を受け入れる仕組みを確立している。
- ・入試に関しての組織の役割、構成、人的規模・バランス、組織間の連携・意志決定プロセス・責任の所在を明らかにしている。

【改善を要する事項】

基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目 5－3－1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	<ul style="list-style-type: none">・認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	5-3-1_認証評価共通基礎データ様式2（学部）		
	5-3-1_認証評価共通基礎データ様式2（研究科）		
	<ul style="list-style-type: none">・実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		

【特記事項】

- ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

- ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

- ・過去4年間の入学状況について、入学定員に対する平均比率が学部第一部では1.05、第二部では1.09、大学院博士前期課程では1.21、後期課程では1.13となっており、実入学者数が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

(01工学部)

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6－1－1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(00) ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目 6－2－1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	<ul style="list-style-type: none"> 公表された教育課程方針 <p>6-2-1-01_(00) カリキュラム・ポリシー</p>		
【分析項目 6－2－2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	<ul style="list-style-type: none"> 公表された教育課程方針及び学位授与方針 <p>6-1-1-01_(00) ディプロマ・ポリシー</p> <p>6-2-1-01_(00) カリキュラム・ポリシー</p>		再掲
【特記事項】			再掲
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
・カリキュラム・ポリシーについて、「学習成果の評価の方針」の明確化			

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－3－1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	<ul style="list-style-type: none"> ・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） <p>6-3-1-01_(00) カリキュラム、履修モデル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） <p>6-3-1-02_(00) シラバス、カリキュラム</p>	(http://syllabus.ict.nitech.ac.jp/index.html)	
[分析項目 6－3－2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別第三者評価の結果 ・日本学術会議による参考基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 ・シラバス <p>6-3-2-01_(00) シラバス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 	(http://syllabus.ict.nitech.ac.jp/index.html)	
[分析項目 6－3－3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	<ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <p>6-3-3-01_(00) 名古屋工業大学学則（抄）</p> <p>6-3-3-02_(00) 既修得単位の取扱いに関する要項</p> <p>6-3-3-03_(00) 文部科学大臣が定める学修に係る単位の取扱いに関する要項</p>		
[分析項目 6－3－4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		
[分析項目 6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6-3-2] 大学院については、英語のみで修了可能とするコースを設定しているため、大学院科目は英語版シラバスの作成を必須としているが、学部については、留学生も含め本学に入学する段階で、日本語での授業が理解できる能力を必要としていることから、学部科目は英語版シラバスの作成を必須としていない。 ただし、学部においても、一部の科目は英語で実施しており、これらの科目については、英語版シラバスを作成している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
[活動取組 6-3-A] 名古屋工業大学では、毎年1月～3月に、シラバス入力期間を設定し、シラバス教職員用マニュアル及びシラバス記入例に基づき、授業科目担当教員が次年度向けシラバスを更新・作成し、3月中に本学公式HPに公開している。シラバスの内容改善や記入漏れを防ぐための取組として、科目区分に応じ教務学生委員会委員又は教育類長・専攻長の点検及びフィードバックに加え、シラバス確認のシステムを構築し、記入漏れ・内容不十分な項目を確実に把握して対応する体制となっている。		6-3-2-01_(00) シラバス (http://syllabus.ict.nitech.ac.jp/index.html)	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
・シラバスの内容改善（事前事後学習に特化した項目、ディプロマ・ポリシーとの関連性を示す項目、成績評価基準の明確化）			

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－4－1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	<ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） <p>6-4-1-01_(00) 年間スケジュール</p>		
[分析項目 6－4－2] 各科目的授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	<ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） <p>6-4-1-01_(00) 年間スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> シラバス <p>6-3-2-01_(00) シラバス</p>		再掲
[分析項目 6－4－3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	<ul style="list-style-type: none"> シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等） <p>6-3-2-01_(00) シラバス</p>	(http://syllabus.ict.nitech.ac.jp/index.html)	再掲
[分析項目 6－4－4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	<ul style="list-style-type: none"> 教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6－4－4） <p>6-4-4_(01) 教育上主要と認める授業科目</p> <ul style="list-style-type: none"> シラバス <p>6-3-2-01_(00) シラバス</p>	(http://syllabus.ict.nitech.ac.jp/index.html)	再掲
[分析項目 6－4－5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（C A P 制度）を適切に設けていること	<ul style="list-style-type: none"> C A P 制に関する規定 		
[分析項目 6－4－6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	<ul style="list-style-type: none"> 大学院学則 		
[分析項目 6－4－7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	<ul style="list-style-type: none"> 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 		
[分析項目 6－4－8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	<ul style="list-style-type: none"> 連携協力校との連携状況が確認できる資料 		
[分析項目 6－4－9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> 実施している配慮が確認できる資料 <p>6-4-9-01_(01) 第二部事務室窓口対応時間（学生生活案内）</p> <p>6-4-9-02_(01) 授業時間割（二部）</p> <p>6-4-9-03_(01) 附属図書館サイト（開館時間）</p>	P9	

[分析項目 6－4－10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクリーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目 6－4－11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上的分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－5－1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1）		
	6-5-1_(00) 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目 6－5－2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式 6－5－2）		
	6-5-2_(00) 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目 6－5－3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6－5－3）		
	6-5-3_(01) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（学部）		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01_(00) ジェネラルインターンシップ実施要項		
	6-5-3-02_(00) 2019年度受入企業一覧		
[分析項目 6－5－4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6－5－4）		
	6-5-4_(00) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01_(00) 外国人留学生チューターマニュアル		
	6-5-4-02_(00) 留学生チューター採用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03_(00) 英文シラバスWeb画面		
	6-5-4-04_(00) 留学生向け授業一覧		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-1-13_2019学生なんでも相談室利用状況について		再掲
	6-5-4-06_(00) 職員対応要領		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-07_(01) 補習受講者リスト		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	4-2-1-13_2019学生なんでも相談室利用状況について		再掲
	6-5-4-08_(00) 先輩のいる学習相談室報告書		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－6－1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 6-6-1-01_(00)名古屋工業大学学則（抄） 6-6-1-02_(01)名古屋工業大学教育課程履修規程（抄）	第28条	
	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-01_(01)成績評価について（学生生活案内抜粋）		
	6-6-2-02_(01)本学ホームページ（成績（評価）学部） (https://www.nitech.ac.jp/edu/syllabus/result.html)		
[分析項目 6－6－3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01_(00)成績分布 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(00)FD活動実績一覧 ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-03_(01)GPA制度 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 6-6-3-04_(01)卒研ルーブリック		
	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01_(01)学生掲示板		
	6-6-4-02_(00)異議申立手順		
	6-6-4-03_(00)成績票		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-04_(00)名古屋工業大学法人文書管理規則		

【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。				
<p>■ 当該基準を満たす</p>				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				
<ul style="list-style-type: none"> ・異議申立て手順の見直し（学生が担当教員へ直接問い合わせを行うフローについて） 				
基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目 6－7－1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	6-7-1-01_(01)名古屋工業大学学則（抄）	第41条		
	6-7-1-02_(01)名古屋工業大学教育課程履修規程（抄）	第13条		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料			
	6-7-1-01_(01)名古屋工業大学学則（抄）		再掲	
[分析項目 6－7－2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準			
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			

[分析項目 6－7－3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	<ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 		
	6-7-3-01_(00) 本学ホームページ（卒業・修了認定基準）	(https://www.nitech.ac.jp/edu/syllabus/recognition.html)	
	6-7-3-03_(01) 卒業認定基準（学生生活案内）		
[分析項目 6－7－4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	<ul style="list-style-type: none"> 教授会等での審議状況等の資料 		
	6-7-4-01_(01) 代議員会資料（学士学位授与）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉		
	<ul style="list-style-type: none"> 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 		
	6-7-4-04_(01) 名古屋工業大学学位規則		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉		
[分析項目 6－7－5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	<ul style="list-style-type: none"> 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉		
	<ul style="list-style-type: none"> 審査及び試験に合格した学生の学位論文 		
	<ul style="list-style-type: none"> 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(00) 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分） ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-01_(00) 受賞者情報一覧 		
[分析項目 6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(01) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分） ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 学部第一部 (http://top.univ-info.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0264/1G01/01/) 学部第二部 (http://top.univ-info.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0264/3G01/01/) ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-01_(00) キラリ卒業生 社会で活躍する名工大卒業生 	(https://www.nitech.ac.jp/news/honor/)	
[分析項目 6－8－3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(00) 学生による授業評価（学部・大学院） 6-8-3-02_(00) ポートフォリオレーダーチャート 6-8-3-03_(00) 名古屋工業大学卒業時アンケート結果 6-8-3-04_(00) 卒業時アンケート実施要領 	(https://www.nitech.ac.jp/release/hyoka.html)	
[分析項目 6－8－4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-2-01_卒業生・就職先企業を対象としたアンケート結果報告書 6-8-4-02_(00) アンケート用紙 6-8-4-03_(00) 卒業生等アンケート実施要領 		再掲
[分析項目 6－8－5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> 就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-2-01_卒業生・就職先企業を対象としたアンケート結果報告書 		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

(02工学研究科)

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(00) ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目 6－2－1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	<ul style="list-style-type: none"> 公表された教育課程方針 <p>6-2-1-01_(00) カリキュラム・ポリシー</p>		
【分析項目 6－2－2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	<ul style="list-style-type: none"> 公表された教育課程方針及び学位授与方針 <p>6-1-1-01_(00) ディプロマ・ポリシー</p> <p>6-2-1-01_(00) カリキュラム・ポリシー</p>		再掲
【特記事項】			再掲
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
・カリキュラム・ポリシーについて、「学習成果の評価の方針」の明確化			

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－3－1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01_(00) カリキュラム、履修モデル	(http://syllabus.ict.nitech.ac.jp/index.html)	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02_(00) シラバス、カリキュラム	(http://syllabus.ict.nitech.ac.jp/index.html)	
[分析項目 6－3－2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参考基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(00) シラバス	(http://syllabus.ict.nitech.ac.jp/index.html)	
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目 6－3－3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01_(00) 名古屋工業大学学則（抄）		
	6-3-3-02_(00) 既修得単位の取扱いに関する要項		
	6-3-3-03_(00) 文部科学大臣が定める学修に係る単位の取扱いに関する要項		

<p>[分析項目 6－3－4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） 		
	6-3-4-01_(02) 名古屋工業大学大学院教育課程履修規程（抄）	第2条	
	6-3-4-02_(02) 名古屋工業大学大学院規則（抄）	第17条、第17条の4	
	6-3-4-03_(02) 国際連携情報学専攻専任教員の情報工学専攻学生に対する研究指導に関する申合せ		
	6-3-4-04_(02) 大学院における研究指導手続要領		
	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 		
	6-3-4-01_(02) 名古屋工業大学大学院教育課程履修規程（抄）	第2条	再掲
	6-3-4-02_(02) 名古屋工業大学大学院規則（抄）	第17条、第17条の4	再掲
	6-3-4-03_(02) 国際連携情報学専攻専任教員の情報工学専攻学生に対する研究指導に関する申合せ		再掲
	6-3-4-04_(02) 大学院における研究指導手續要領		再掲
<p>6-3-4-05_(02) 研究指導計画書及び研究指導報告書（博士前期課程後期課程学生用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 	6-3-4-06_(02) 博士後期課程アカデミックプレゼンテーションシラバス		
	6-3-4-07_(02) 博士前期課程グローバルプレゼンテーションシラバス		
	<ul style="list-style-type: none"> ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 		
	6-3-4-08_(02) 共同ナノメディシン科学専攻ホームページ	(http://nit-nanomedicine.jp/)	
		(http://nit-nanomedicine.jp/introduction.html)	
		(http://nit-nanomedicine.jp/student.html)	
	6-3-4-09_(02) 国際連携情報学専攻ホームページ_1	(https://ici.web.nitech.ac.jp/jp/)	
	6-3-4-09_(02) 国際連携情報学専攻ホームページ_2	(https://www.nitech.ac.jp/news/news/2017/5827.html)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 		
	6-3-4-10_(02) シラバス公開システム（研究者倫理）	(http://syllabus.ict.nitech.ac.jp/view.php?id=55934)	

	<ul style="list-style-type: none"> ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		
	2-5-5-07_TA実績		再掲
	6-3-4-12_(02) RA実績		
<p>[分析項目 6－3－5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目 6－3－2] 大学院については、英語のみで修了可能とするコースを設定しているため、大学院科目は英語版シラバスの作成を必須としているが、学部については、留学生も含め本学に入学する段階で、日本語での授業が理解できる能力を必要としていることから、学部科目は英語版シラバスの作成を必須としていない。 ただし、学部においても、一部の科目は英語で実施しており、これらの科目については、英語版シラバスを作成している。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
<p>[活動取組 6－3－A] 名古屋工業大学では、毎年1月～3月に、シラバス入力期間を設定し、シラバス教職員用マニュアル及びシラバス記入例に基づき、授業科目担当教員が次年度向けシラバスを更新・作成し、3月中に本学公式HPに公開している。シラバスの内容改善や記入漏れを防ぐための取組として、科目区分に応じ教務学生委員会委員又は教育類長・専攻長の点検及びフィードバックに加え、シラバス確認のシステムを構築し、記入漏れ・内容不十分な項目を確実に把握して対応する体制となっている。</p>	6-3-2-01_(00) シラバス	(http://syllabus.ict.nitech.ac.jp/index.html)	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
<ul style="list-style-type: none"> ・シラバスの内容改善（事前事後学習に特化した項目、ディプロマ・ポリシーとの関連性を示す項目、成績評価基準の明確化） ・教員による研究指導計画の提示 			

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－4－1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	<ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） <p>6-4-1-01_(00) 年間スケジュール</p>		
[分析項目 6－4－2] 各科目的授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	<ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） <p>6-4-1-01_(00) 年間スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> シラバス <p>6-3-2-01_(00) シラバス</p>		再掲
[分析項目 6－4－3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	<ul style="list-style-type: none"> シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等） <p>6-3-2-01_(00) シラバス</p>	(http://syllabus.ict.nitech.ac.jp/index.html)	再掲
[分析項目 6－4－4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	<ul style="list-style-type: none"> 教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6－4－4） <p>6-4-4_(02) 教育上主要と認める授業科目</p> <ul style="list-style-type: none"> シラバス <p>6-3-2-01_(00) シラバス</p>	(http://syllabus.ict.nitech.ac.jp/index.html)	再掲
[分析項目 6－4－5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（C A P 制度）を適切に設けていること	<ul style="list-style-type: none"> C A P 制に関する規定 		
[分析項目 6－4－6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	<ul style="list-style-type: none"> 大学院学則 		
[分析項目 6－4－7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	<ul style="list-style-type: none"> 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 		
[分析項目 6－4－8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	<ul style="list-style-type: none"> 連携協力校との連携状況が確認できる資料 		
[分析項目 6－4－9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> 実施している配慮が確認できる資料 		

[分析項目 6－4－10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクリーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目 6－4－11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上的分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－5－1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1）		
	6-5-1_(00) 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目 6－5－2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式 6－5－2）		
	6-5-2_(00) 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目 6－5－3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6－5－3）		
	6-5-3_(02) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（研究科）		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01_(00) ジェネラルインターンシップ実施要項		
	6-5-3-02_(00) 2019年度受入企業一覧		
[分析項目 6－5－4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6－5－4）		
	6-5-4_(00) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01_(00) 外国人留学生チューターマニュアル		
	6-5-4-02_(00) 留学生チューター採用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03_(00) 英文シラバスWeb画面		
	6-5-4-04_(00) 留学生向け授業一覧		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-1-13_2019学生なんでも相談室利用状況について		再掲
	6-5-4-06_(00) 職員対応要領		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	4-2-1-13_2019学生なんでも相談室利用状況について		再掲
	6-5-4-08_(00) 先輩のいる学習相談室報告書		

【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。				
■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				
基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目 6－6－1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 6-6-1-01_(00)名古屋工業大学学則（抄） 6-6-1-03_(02)名古屋工業大学大学院教育課程履修規程（抄）			
	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-02_(02)本学ホームページ（成績（評価）研究科）	第28条		
			(https://www.nitech.ac.jp/edu/syllabus/result.html)	
[分析項目 6－6－2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01_(00)成績分布			
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(00)FD活動実績一覧			
	・G P A 制度の目的と実施状況についてわかる資料 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			

【分析項目 6－6－4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01_(01) 学生掲示板		
	6-6-4-02_(00) 異議申立手順		
	6-6-4-03_(00) 成績票		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-04_(00) 名古屋工業大学法人文書管理規則		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

・異議申立手順の見直し（学生が担当教員へ直接問い合わせを行うフローについて）

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－7－1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 6-3-4-02_(02)名古屋工業大学大学院規則（抄） ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 6-3-4-02_(02)名古屋工業大学大学院規則（抄）		
	6-3-4-02_(02)名古屋工業大学大学院規則（抄）	第34条から第37条	再掲
	6-3-4-02_(02)名古屋工業大学大学院規則（抄）	第34条から第37条	再掲
	6-3-4-02_(02)名古屋工業大学大学院規則（抄）	第34条から第37条	再掲
[分析項目 6－7－2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 6-7-2-01_(02)名古屋工業大学学位規則 6-7-2-02_(02) 大学院工学研究科博士後期課程学位論文審査基準 6-7-2-03_(02)名古屋工業大学修士の学位論文に係る審査項目及び評価基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 6-6-1-03_(02)名古屋工業大学大学院教育課程履修規程（抄） 6-7-2-01_(02)名古屋工業大学学位規則 1-3-2-01_名古屋工業大学教授会規則	第4条の2、第5条の2 (https://www.nitech.ac.jp/edu/the_sis_examination_criteria.html)	
	6-7-2-01_(02)名古屋工業大学学位規則	第11条	再掲
	6-7-2-01_(02)名古屋工業大学学位規則	第7条から第16条	再掲
	1-3-2-01_名古屋工業大学教授会規則		再掲
	6-7-3-01_(00)本学ホームページ（卒業・修了認定基準） 6-7-3-02_(02)修了認定基準（学生生活案内）	(https://www.nitech.ac.jp/edu/syllabus/recognition.html)	
	6-7-3-02_(02)修了認定基準（学生生活案内）		
	6-7-4-02_(02)代議員会資料（修士学位授与） 6-7-4-03_(02)代議員会資料（博士学位授与） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-01_(02)名古屋工業大学学位規則	第4条、第4条の2 第5条、第5条の2 第7条から第13条	再掲
	6-6-1-03_(02)名古屋工業大学大学院教育課程履修規程（抄）	第11条	再掲

	6-7-2-02_(02) 大学院工学研究科博士後期課程学位論文審査基準 6-7-2-03_(02) 名古屋工業大学修士の学位論文に係る審査項目及び評価基準 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 6-7-2-01_(02) 名古屋工業大学学位規則 6-6-1-03_(02) 名古屋工業大学大学院教育課程履修規程（抄） 6-7-4-05_(02) 名古屋工業大学修士及び博士の学位授与取扱細則 6-7-4-06_(02) 学外審査協力者による学位論文審査に関する申合せ 6-7-4-07_(02) 2019年度博士後期課程(D)学位授与予定表 6-7-4-08_(02) 2019年度博士前期課程(M)学位授与予定表 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 6-7-4-09_(02) 名古屋工業大学学術機関リポジトリ	(https://www.nitech.ac.jp/edu/the sis_examination_c riteria.html)	再掲
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(00) 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分） ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-01_(00) 受賞者情報一覧 		
[分析項目 6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(02) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分） ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 大学院博士前期課程 (http://top.univ-info.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0264/2G01/02/) 大学院博士後期課程 (http://top.univ-info.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0264/4G01/02/) ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-01_(00) キラリ卒業生 社会で活躍する名工大卒業生 	(https://www.nitech.ac.jp/news/honor/)	
[分析項目 6－8－3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(00) 学生による授業評価（学部・大学院） 6-8-3-02_(00) ポートフォリオレーダーチャート 6-8-3-03_(00) 名古屋工業大学卒業時アンケート結果 6-8-3-04_(00) 卒業時アンケート実施要領 	(https://www.nitech.ac.jp/release/hyoka.html)	
[分析項目 6－8－4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-2-01_卒業生・就職先企業を対象としたアンケート結果報告書 6-8-4-02_(00) アンケート用紙 6-8-4-03_(00) 卒業生等アンケート実施要領 		再掲
[分析項目 6－8－5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> 就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-2-01_卒業生・就職先企業を対象としたアンケート結果報告書 		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			